



「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、労働者8名のある建設会社の社長様のご家族でした。「社長が建設現場の足

場から転落し、半身不随の障害を負ってしまいました。ところが、仕事上の事故だったので健康保険は使えず、社長のため元請会社や自社の労災保

一般社団法人 名北労働基準協会
労働保険部係長 若井大志
特定社会保険労務士

特別加入未加入事業主とその家族の悲劇

除も使えません。治療費は全額実費となってしまう、多額の医療費が家族の生活を圧迫することになりました。社長は、一生車イス生活で現場の仕事ができなくなり、国からの障害年金も充分ではなく、家族が暮らすには全く足りません。何とか充分な保障を受けることはできないのでしょうか?というご相談でした。

私は、労災保険が使えない社長・会社役員も事前加入する事で国の保険に加入できる「労災保険の特別加入」という制度があるが、この特別加入をしていなければ、今以上の保障はなされないことをお伝え致しました。

国の保険で最も給付が充実した保険が労災保険ですが、給付対象は労働者であり、社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方(自営業者)の皆様は、仕事中や通勤中の事故でも使えません。また、健康保険に関しては、健康保険



の被保険者5名未満の会社の社長で、一般社員と同様の仕事をしている人は、仕事中の事故でも、例外的に健康保険が使えますが、健康保険の被保険者5名以上の会社では健康保険は使えず、困ったときに助けてもらえません。

今回の相談内容のことを労災保険・健康保険が使えない補償の空白地帯である『国の保険のブラックホール』と言います。多くの方がこの「ブラックホール」を知らずに飲み込まれますが、この「ブラックホール」から脱出する方法があります。

それが「労災保険の特別加入」制度です。この制度を利用すれば、労災保険が使えない社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方(自営業者)の皆様も、国の労災保険に加入でき、補償がされます。なお「労災保険の特別加入」ができる条件は、50名以下の金融、保険、小売、不動産業、100名以下の卸売、サービス業、300名以下の上記以外の業種であり、労働保険事務組合に事務委託することが必要です。

私ども(一社)名北労働基準協会 労働保険事務組合では「労災保険の特別加入」が可能です。当協会の労働保険事務組合は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場より労働保険事務の委託を受け、定評を得ております。相談内容のように、労災保険の特別加入をされない状態で事故に遭われた、不幸な事例が建設業に限らず数多く発生しております。労災保険の特別加入の有無が企業や被災者の家族の生活を左右します。「労災保険の特別加入」のご検討をしてみたいかがでしょうか。詳しくは、当協会労働保険部(☎052-962-0421)まで。

イラスト・森沢康代